

志摩市宅配ボックス購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宅配ボックスの普及を促進することで宅配物等の再配達抑制を図り、もって物流における温室効果ガスの排出量の削減に寄与するため、宅配ボックスを購入し、及び設置した者に対し、予算の範囲内において志摩市宅配ボックス購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、志摩市補助金等交付規則(平成16年志摩市規則第60号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「宅配ボックス」とは、宅配物等を受領するための収納容器で、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 収納した宅配物等が外部から見えにくい構造であること。
- (2) 耐久性及び防水性を備え、宅配物等を安全に保管できること。
- (3) ワイヤー又はアンカーその他盗難防止のための器具(以下「固定具等」という。)で固定されていること。
- (4) 未使用品かつ新品であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、第6条の規定による交付の申請時において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 当該年度に宅配ボックスを購入し、市内に存する自ら居住する住宅又はその敷地内に設置した者であること。
- (3) 宅配ボックスを設置する建物又は敷地が自ら所有するものでない場合は、当該所有者から設置に関して同意を得ていること。
- (4) 市税に滞納がないこと。
- (5) 志摩市暴力団排除条例(平成23年志摩市条例第3号)第2条第4号に規定する暴力団員でない、又は同条例第8条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、既に補助金の交付を受けた者と同じの世帯に属する者は、補助対象者としなない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、宅配ボックス及び固定具等の購入に係る費用(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)とし、補助金の交付の申請を行う年度の4月1日以降に要した当該費用を対象とする。ただし、宅配ボックス設置に係る工事費及び運搬費並びに購入に当たり使用した各種ポイント、クーポン券等に相当する額は除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、1万円を限度とする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、宅配ボックス及び固定具等の購入並びに設置した日の属する年度の末日までに、志摩市宅配ボックス購入費補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 宅配ボックス及び固定具等を購入した日付、金額、購入先及び品名を確認することができる書類
- (2) 宅配ボックスの設置状況及び固定状況が確認できる写真
- (3) 設置する建物又は敷地が申請者の所有でない場合にあっては、所有者の同意書(様式第2号)
- (4) その他市長が必要と認める書類等

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定し、及びその額を確定したときは志摩市宅配ボックス購入費補助金交付決定通知書兼額確定通知書(様式第3号)により、補助金の不交付を決定したときは志摩市宅配ボックス購入費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 8 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。